

泉北ニューデザイン推進検討専門委員会設置要綱

## (目的)

第1条 泉北ニューデザイン推進協議会（以下、「協議会」という。）において実施する計画の策定及び改定、推進及び進捗管理、その他協議・検討する事項等について、専門的な見地から必要な意見や提言を求めるため「泉北ニューデザイン推進検討専門委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。

## (組織)

第2条 委員会は学識経験者等で構成する。

2 委員は協議会が委嘱する。

3 委員長は、必要であると認めるときは、会議の議事の関係のある者の出席を求め、その意見を求めることができる。

## (委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は委員会を招集し、会務を総括する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (事務局)

第4条 委員会の事務局は協議会の事務局内におく。

## (細則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附則

この要綱は平成22年4月13日から施行する。

(平成23年3月28日 一部改正)

(平成24年5月1日 一部改正)

(平成26年6月1日 一部改正)

(令和3年10月27日 一部改正)